

条例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第1号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中 「8,500円」を「8,600円」に、

(10) 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	〃	33,000円
---	---	---------

を

(10) 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	〃	33,000円
(11) 法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可	〃	63,000円
(12) 法第107条第2項の規定による介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	〃	33,000円

に改め、同表の26の2の項中 「2,000円」「2,000円」を「2,200円」「2,200円」に改め、同表の27の項中 「5,600円」「2,300円」を「5,800円」「2,400円」に改め、同表の30の項中 「15,200円」を「15,400円」に、「10,600円」を「10,700円」に、「10,800円」「5,300円」を「11,000円」「5,400円」に改め、同表の31の項中 「4,000円」「17,600円」を「4,100円」「17,600円」に、「11,900円」「4,000円」を「12,000円」「4,100円」に改め、同表の32の項中 「15,200円」「4,000円」を「15,300円」「4,100円」に、「4,000円」「2,800円」を「4,100円」「2,800円」に改め、同表の33の項中 「200,200円」「35,400円」を「204,000円」「36,000円」に、「71,100円」「34,800円」を「72,400円」「35,400円」に、「96,100円」「20,800円」を「97,800円」「21,100円」に、「30,800円」「20,800円」を「31,300円」「21,200円」に、「71,200円」「48,900円」「17,900円」を「71,900円」「49,200円」「18,200円」に改め、同表の35の項中

(7) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	〃	81,000円
--	---	---------

を

(7) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	〃	147,000円
(8) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	〃	134,000円
(9) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	〃	81,000円

に、「(8)」を「(10)」に、「(9)」を「(11)」に、「(10)」を「(12)」に、「(11)」を「(13)」に、「(12)」を「(14)」に、「(13)」を「(15)」に、「(14)」を「(16)」に、「(15)」を「(17)」に、「(16)」を「(18)」に、「(17)」を「(19)」に、「(18)」を「(20)」に、「(19)」を「(21)」に、「(20)」を「(22)」に、「(21)」を「(23)」に、「(22)」

を「(24)」に、「(23)」を「(25)」に、「(24)」を「(26)」に、「(25)」を「(27)」に改め、同表の35の2の項中 「75,000円」を「67,000円」

に改め、同表の36の項中

2,800円
5,000円
3,400円
2,700円
4,700円
2,800円
5,000円
3,400円

を

2,900円
6,500円
4,500円
3,600円
4,700円
2,900円
5,700円
3,800円

に、「1,800円」を「1,900円」に改め、同表の39の項中

「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「220円に」を「210円に」に、「4円」を「3円」に、

「90円」を「80円」に改め、同表の43の項中「1万9,000円」を「1万7,000円」に改め、同表の53の2の項中

「20,000円」を「21,000円」に改め、同表の56の項中 「280円」を「290円」に、「1,400円」を

「1,500円」に改め、同表の61の項中「3,800円」を「3,900円」に改め、同表の67の項中

37,700円
17,000円

を

33,900円
15,000円

に改め、同表の68の項中

10,000円
16,000円

を

11,000円
16,000円

に、「26,000円」を「27,000円」に、

26,000円
26,000円

を

27,000円
27,000円

に、

「66,000円」を「67,000円」に、「97,000円」を「98,000円」に、

130,000円
170,000円
300,000円
140,000円
190,000円
230,000円
300,000円
560,000円

を

140,000円
180,000円
320,000円
150,000円
210,000円
240,000円
320,000円
610,000円

に、「21,000円」を「22,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に、「51,000円」を「52,000円」に、

「12,000円」を「13,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「17,000円」を「20,000円」に、「19,000円」を「20,000円」に、

43,000円
53,000円
75,000円

を

44,000円
54,000円
76,000円

に、「14,000円」を「15,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に、

「70,000円」を「71,000円」に、「27,000円」を「28,000円」に、「55,000円」を「56,000円」に、「又は第13項ただし書」を「第13項ただし書

又は第14項ただし書」に、

27,000円
160,000円
160,000円
27,000円

を

28,000円
160,000円
160,000円
28,000円

に、「27,000円」を「28,000円」に、「160,000円」を「160,000円」に、「27,000円」を「28,000円」に、「27,000円」を「27,000円」に、

「28,000円」を「28,000円」に、「78,000円」を「79,000円」に、「7万8,000円」を「7万9,000円」に、「8,000円」を「8,000円」

「

9,000円
9,000円

」に、
「(50)のア及び
びイに定め
る区分に応
じ、それぞ
れ(50)のア
及びイに定
める額
27,000円」を
「(50)のア及
びイに定め
る区分に応
じ、それぞ
れ(50)のア
及びイに定
める額
28,000円」に改め、同表の69の項中「

16,900円

」を「

17,700円

」に改
め、同表の74の4の項中「

20,000円

」を「

21,000円

」に、「

11,000円
10,000円

」を「

12,000円
10,000円

」に、「

8,000円
8,000円

」を
「

9,000円
8,000円

」に、「

66,000円

」を「

67,000円

」に、「

19,000円

」を「

20,000円

」に、「

15,000円
7,000円

」を
「

16,000円
7,000円

」に、「

23,000円

」を「

24,000円

」に改め、同表の74の5の項中「

30,000円
50,000円
87,000円

」を「

31,000円
51,000円
88,000円

」
に、「

29,000円
86,000円
130,000円
160,000円
210,000円
34,000円

」を「

30,000円
87,000円
130,000円
170,000円
210,000円
34,000円

」に、「

68,000円
96,000円

」を「

69,000円
97,000円

」に、「

570,000円

」を「

580,000円

」に、
「

370,000円
530,000円
650,000円
770,000円
880,000円

」を「

380,000円
540,000円
660,000円
780,000円
890,000円

」に、「

15,000円
25,000円

」を「

16,000円
26,000円

」に、「

68,000円
86,000円
92,000円

」を「

69,000円
87,000円
93,000円

」に、
「

43,000円
67,000円
85,000円

」を「

44,000円
68,000円
86,000円

」に、「

17,000円
17,000円
34,000円
48,000円
67,000円
97,000円
130,000円

」を「

18,000円
18,000円
35,000円
49,000円
68,000円
98,000円
140,000円

」に、「

280,000円
110,000円
180,000円
260,000円
320,000円
380,000円

」を「

290,000円
120,000円
190,000円
270,000円
330,000円
390,000円

」に改
め、同項の付表中「

29,000円
86,000円

」を「

30,000円
87,000円

」に、「

43,000円
67,000円
84,000円

」を「

44,000円
68,000円
85,000円

」に、「

54,000円
89,000円

」を
「

55,000円
90,000円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、別表第1の36の項の改正規定及び次項の規定は同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年5月1日以前に受験願書を提出した者が納付すべき消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験の実施に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の36の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行日前に受けようとする介護医療院の開設の許可に係る手数料)

3 この条例の施行の日前に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第16条の規定により同法による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、手数料6万3,000円を納めなければならない。

消 防 課
介護支援課
食品・生活衛生課
薬事管理課
資源循環推進課
ものづくり振興課
園芸畜産課
森林づくり推進課
河川課
建築住宅課

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第2号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同項第2号中「平成30年度分」を「平成33年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

消 防 課

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第3号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例(昭和39年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県市町村振興資金貸付金特別会計の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年5月31日までの間に限り、この条例による改正前の特別会計設置条例別表に規定する長野県市町村振興資金貸付金特別会計により経理すべき歳入又は歳出については、同表に規定する長野県市町村振興資金貸付金特別会計の平成29年度の歳入又は歳出として経理することができる。

市 町 村 課

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例(平成6年長野県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「のピラ(長野県知事の選挙の場合に限る。)」を「及び第4号のピラ(」に改める。

第8条中「が16万枚」を「が法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数(以下この条及び第10条において「法定枚数」という。)」に、「、16万枚」を「、当該法定枚数」に改める。

第10条中「16万枚」を「法定枚数」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

市 町 村 課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第5号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県栄村復興基金の項、長野県東日本大震災復興交付金基金の項、長野県医療施設耐震化臨時特例基金の項及び長野県グリーンニューディール基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域振興課
医療推進課
環境エネルギー課
道路建設課